学生の懲戒処分

学生個人や学生団体が法令や本学の規則に違反し、本学の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為のあった場合、本学通則、懲戒規則に基づき、懲戒処分を行います。 懲戒処分は、大学の規律・秩序の維持及び教育的指導の観点から行うものであり、どのような行為が処分の対象となるのか、予め理解し、自制できるよう学生のみなさんにお知らせするものです。

懲戒処分の種類	内容	
訓告	学生の行った行為を戒めて事後の反省を求め、将来にわたってそのようなことのないよう、文書により注意すること。	
停学 有期又は無期とし、この間の登学及び本学の学生としての活動を 禁止すること。		
退学 学生としての身分を喪失させること。		

[※] 懲戒処分のほか、口頭による厳重注意及び指導を行うことがある。

学生の懲戒処分の対象となる非違行為の例示と懲戒処分の標準例

行為の内容		懲戒の量定の 基準		
		停 学	訓告	
殺人、強盗、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為				
暴行、傷害、万引きその他の窃盗、横領、恐喝又は詐欺				
故意又は重大な過失による傷害行為				
麻薬、覚醒剤等の薬物犯罪(不正所持又は使用)		0		
賭博		0	0	
痴漢行為(覗き見、盗撮行為等を含む。)、わいせつ行為(公然わいせつ、 わいせつ物頒布等をいう。)又はストーカー行為		0	0	
無免許運転、飲酒運転 (幇助を含む。)、暴走 運転等悪質な交通法	0			
規違反 上記以外の人身事故を起こした場合	0	0		
死亡又は重度の後遺症を残す人身事故を伴う交通事故を起こした場合			0	
故意若しくは重大な過失により人身若しくは物損事故を伴う交通事故 を起こした場合又はその事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした 場合			0	
故意若しくは重大な過失により交通違反をした場合又は事故後の危険 防止を怠る等の措置義務違反をした場合		0	0	

発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざ	0	0	0
ん、盗用又はその他の研究成果の不正公表を行った場合			
替え玉受験、試験問題の不正入手、過去、受験時に不正行為を行なった	0	\circ	0
者が再度不正行為を行なった場合等極めて悪質な行為			
本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった		0	C
場合			
レポート提出、研究報告又は作品制作等の課題において、他者のレポー			
トやウェブ、作品、研究報告、書籍等から内容を引き写し、又は出典を		0	0
明記せず引用した場合			
インターネットを利用して、公序良俗に反する行為、第三者への誹謗・			
中傷、プライバシーの侵害、虚偽情報の発信又はソフトウェアなどの著	0	0	0
作権及び特許権その他の知的財産権の侵害を行った場合			
コンピュータ又はネットワークへの不正又は不適切な使用、ネットワー			
ク運用妨害、伝染性ソフトウェアの持込、情報漏洩、文献等の違法ダウ	0	0	0
ンロード・アップロード等			
飲酒を強要し、又はアルコール飲料の一気飲み等が原因となり重大な事)	
態に至った場合	0	0	
未成年者と知りながら強要して当該者に飲酒させた行為	0	0	0
飲酒を拒む者に強要して当該者に飲酒させた行為	0	0	0
本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	0	0	0
本学が管理する建造物への不法侵入又はその不正使用若しくは占拠	0	0	0
本学が管理する建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等	0	0	0
本学構成員に対する暴力行為、威嚇、拘禁、拘束等	0	0	
法令・条例又は本学の規則等又は命令に違反した場合又は学生としての	0	0	0
本分に反した行為)	

[※] 行為の内容は標準的な例を掲げたものであり、社会情勢等を総合的に考慮して量定を 決定するものとする。

本学で懲戒又は厳重注意した事例

条項文	本学において懲戒等を行った事例
違法行為	盗撮覗き見わいせつ行為
ハラスメント等の人権を侵害する行為	セクハラ発言・ストーカー行為
情報倫理に反する行為	ソフトウェアの不正使用
学問的倫理に反する行為	論文の二重投稿
本学の教育研究活動を妨害する行為	定期試験での不正行為
本学の規則等又は命令に違反する行為	近隣の路上での喫煙行為

定期試験での不正行為は、履修規則で下記のとおり定められています。

工芸科学部履修規則第23条

受験(レポート、論文等の課題を含む。)の際に不正行為を行ったと認められる者(授業科目の担当教員の指示に反してレポート、論文等の課題を作成した者を含む。)は、その学期に受講登録をした全ての授業科目の成績を不合格(判定外)とする。

工芸科学研究科履修規則第 10 条第 5 項

受験(レポート、論文等の課題を含む。)の際に不正行為を行ったと認められる者(授業科目の担当教員の指示に反してレポート、論文等の課題を作成した者を含む。)については、その学期に履修登録をした全ての授業科目の成績を不合格(判定外)とする。

学生懲戒規則

https://www.kit.ac.jp/01/prescriptions/act/frame/frameII0000459.htm (学内専用)